

公 告

次のとおり一般競争見積に付します。

令和3年11月24日

事業実施主体

広島市農業協同組合

代表理事組合長 吉川 清二

(公印省略)

1. 競争見積に付する事項

(1) 事業主体：広島市農業協同組合

(2) 補助事業名：令和3年度“ひろしま活力農業”経営者育成事業

(3) 工 事 名：JA広島市 ハウス施設建設工事

(4) 工事場所：広島県山県郡安芸太田町中筒賀字田中 1133-1 他 1 2 か所

(5) 工事概要：ハウス施設建設工事及び水源ボーリング工事

(6) 工 期：着 工：令和3年12月24日

完 成：令和3年 3月31日

引渡し：令和3年 3月31日

(7) 工事請負契約締結：

本事業は、施工管理を含め、施工代行を全国農業協同組合連合会 西日本広域施設農住事業所（以下全農という）に委託して行う。よって、全農所定の工事指図書（工事請負契約約款添付）、工事受注確認書により、全農と契約する。

(8) 見積事項：製造請負工事請負金額

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。別紙の「申立書」の提出を求めることとする。

(2) 経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。

(3) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の総合評点Pが649点以上であること。（通知書が無い場合は、直近3ヶ年の決算報告書等により本会が算定し総合評点Pが649点以上であること。）

(4) 再生・更生手続をおこなった者でないこと（手続終了後10か年を経過した者を除く）。

(5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該地域において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。

(6) 過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てること。

(7) 対象工事と同種の工事の元請施工実績があること。なお、実績の対象期間は過去3年分

(過去最大 15 年までとする) まで認める。JV の場合は出資比率が 20%以上の工事に限って認める。

- (8) 上記 (1) ~ (7) の条件を満たしていても、基本設計書等の条件を満たしていないとき、また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

3. 競争見積手続等

(1) 担当窓口 (施工管理)

名 称：全国農業協同組合連合会 西日本広域施設農住事業所 広島施設農住事務所

住 所：広島県広島市安佐南区大町東二丁目 1 4 番 1 2 号

電 話：0 8 2 - 8 4 6 - 4 7 1 0

施工管理担当者：中家 英文

(2) 競争見積説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期間：令和 3 年 1 1 月 2 4 日 (水) 9 時 ~ 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火) 1 7 時

イ. 場所：全国農業協同組合連合会 西日本広域施設農住事業所 広島施設農住事務所

ウ. 方法：上記場所にて交付。

(3) 一般競争見積参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期間、場所及び方法

ア. 期間：令和 3 年 1 1 月 2 4 日 (水) 9 時 ~ 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火) 1 7 時

イ. 場所：全国農業協同組合連合会 西日本広域施設農住事業所 広島施設農住事務所

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 見積設計参加資格確認通知書の通知日時、方法

ア. 日時：令和 3 年 1 2 月 8 日 (水) 1 7 時まで

イ. 方法：書面 (FAX 送信) をもって通知する。

(5) 現場説明会の日時、場所

ア. 日時：令和 3 年 1 2 月 9 日 (金)

イ. 場所：J A 広島市 戸河内支店会議室

(6) 見積設計仕様書・標準見積書の提出日時、場所及び方法

ア. 日時：令和 3 年 1 2 月 2 0 日 (木) 1 2 時まで

イ. 場所：全国農業協同組合連合会 西日本広域施設農住事業所 広島施設農住事務所

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(7) 一般競争見積参加資格確認通知書の通知日時、方法

- ア. 日時：令和3年12月21日（火）12時まで
- イ. 方法：書面（FAX送信）をもって通知する。

(9) 競争見積の日時及び場所並びに見積書の提出方法

- ア. 日時：令和3年12月23日（木） 11時
- イ. 場所：広島市農業協同組合 本店 会議室
- ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 見積の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った見積、申請書、参加資格確認資料、見積設計仕様書、標準見積書に虚偽の記載をした者、見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

5. 落札者の決定方法

目標価額（予定価格）の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

7. その他

詳細は競争見積説明書による。

以上